

川崎市公害研究所放射線障害予防規定
(表示付ガスクロマトグラフ用ECDのみに適用)

(目的)

第1条 この規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第21条第1項の規定に基づき、川崎市環境局公害部公害研究所(以下「研究所」という。)における放射性同位元素装備機器(以下「表示付ECD」という。)の使用、管理に関する事項を定めることにより、放射線障害を防止し、職員及び公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において「表示付ECD」とは、⁶³Niを装備したガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタをいう。

(適用範囲)

第3条 本規定は、研究所の表示付ECDの取扱い及び管理に当たる者に適用する。なお、管理区域は表示付ECDとし、当該区域の境界は表示付ECDの表面とする。

(遵守等の義務)

第4条 表示付ECD等の取扱業務に従事する者は、この規定及び安全管理責任者が放射線障害の防止のために行う指示を遵守しなければならない。

2 研究所長は安全管理責任者が法及び本規定に基づいて行う意見具申を尊重しなければならない。

(組織)

第5条 放射線障害の防止に関する組織は、次のとおりとする。

(放射線安全委員会)

第6条 放射線安全委員会(以下「委員会」という。)は、放射線障害を防止し、職員及び公共の安全を確保するために必要な事項を調査審議する。

2 委員は、安全管理責任者、その代理者及び次の職にある者をもって充てる。

- (1) 研究所長
- (2) 主幹(事務担当)
- (3) 主幹(大気研究担当)
- (4) 主幹(水質研究担当)

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は研究所長を、副委員長は安全管理責任者をもって充てる。

4 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行す

る。

6 委員会は、調査審議事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

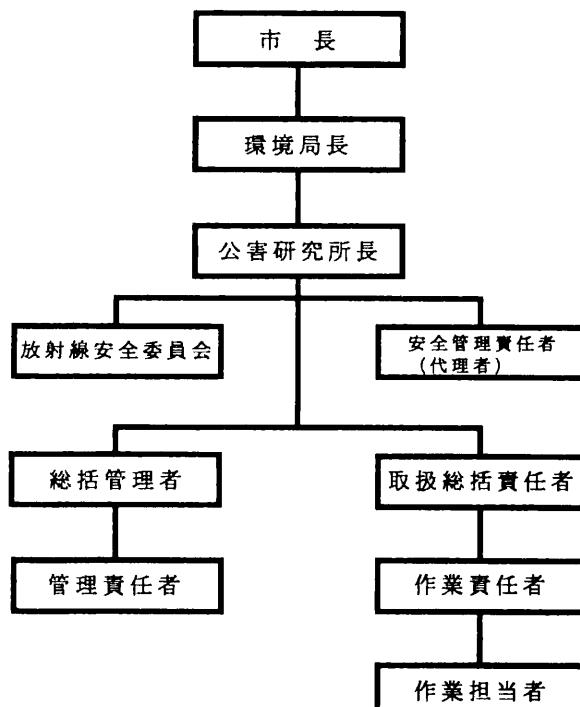
7 委員会の庶務は、研究所事務担当において行う。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(安全管理責任者等の任命)

第7条 研究所長は、放射線防止について、管理・監督を行わせるため、安全管理責任者を任命しなければならない。

2 研究所長は、安全管理責任者が旅行、疾病その他の理由により不在のとき、その職務を代行させるため、安全管理責任者の代理者を任命しなければならない。



(安全管理責任者の職務)

第8条 安全管理責任者の職務は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 川崎市環境局公害部公害研究所放射線障害予防規定の制定及び改廃に関すること。
- (2) 放射線障害防止のための重要な計画の企画及び立案に関すること。
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告に関すること。
- (4) 事故、表示付ECDの異常等の発生原因の調査に関すること。
- (5) 表示付ECDの管理、取扱い等に係る指導、助言及び勧告に関すること。
- (6) 表示付ECDに係る使用状況報告書、帳簿その他の書類の作成・監督に関すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、放射線障害の防止に必要な事項に関すること。

(安全管理責任者の代理者の職務)

第9条 安全管理責任者の代理者は、安全管理責任者が旅行、疾病その他の理由により不在のとき、その職務を代行しなければならない。

(総括管理者)

第10条 表示付ECDを使用する室（以下「室」という。）及び当該室の電気設備、給排水設備、給排気設備等の施設管理並びに放射線管理を総括するために総括管理者を置く。当該管理者は、主幹（事務担当）をもって充てる。

(管理責任者)

第11条 施設管理並びに放射線管理を行うため、管理責任者を置く。当該責任者は、総括管理者が指名する。

2 管理責任者の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総括管理者の補佐に関すること。
- (2) 施設管理に関すること。
- (3) 施設の放射線管理に関すること。
- (4) 放射線管理に係る放射線測定機器の保守及び管理に関すること。
- (5) 第2号から前号までに規定する事項の記録の作成及び保存に関すること。
- (6) 関係法令に基づく届出等の事務手続き、関係行政機関との連絡等事務的事項に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、施設等の管理に必要な事項に関すること。

(取扱総括責任者)

第12条 表示付ECDの取扱い及び保守並びに室の使用責任者として、取扱総括責任者を置く。当該責任者は、主幹（大気研究担当及び水質研究担当）をもって充てる。

2 取扱総括責任者は、放射線障害防止のために必要な措置を講ずるとともに、常に総括管理者と協議し、放射線障害の防止に努めなければならない。

(作業責任者)

第13条 表示付ECDの適正かつ安全な取扱いを図るために、作業責任者を置く。当該責任者は、取扱総括責任者が指名する。

2 作業責任者は、取扱総括責任者の指示を遵守するとともに、操作担当者に適切な指示をあたえる。また、表示付ECDの取扱い、保守等の管理に努め、それを正確に記録しておかなければならぬ。

3 前項に規定する記録は、必要に応じて取扱総括責

任者を経て、総括管理者に提出しなければならない。

(操作担当者)

第14条 表示付ECDの適正な使用を図るために、操作担当者を置く。当該担当者は、機器を使用する前にあらかじめ、取扱総括責任者が指名する。

2 操作担当者は、表示付ECDの使用に関して、安全管理責任者若しくは代理者、取扱総括責任者又は作業責任者の指示を遵守しなければならない。

(使用禁止)

第15条 操作担当者以外の者は、表示付ECDを使用してはならない。

(巡視等)

第16条 総括管理者は、常に室の巡視並びに電気設備、給排水設備、給排気設備等施設の点検を行い、放射線障害の防止に努めなければならない。

(自主点検)

第17条 取扱総括責任者は、定期的に次の区分及び項目について点検を行わなければならない。

区分	項目
使用の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・設置位置等 ・閉鎖設備 ・装置の状況 ・表示の有効期間（表示付ECD） ・標識
貯蔵容器	<ul style="list-style-type: none"> ・設置位置等 ・構造及び材料 ・しゃへい物の状況 ・放射性同位元素保管量 ・閉鎖設備 ・標識

2 前項に規定する点検の回数は、年2回以上とする。

3 取扱総括責任者は、自主点検の結果、異常を認めたときは、その旨を安全管理責任者に報告するとともに、修理等必要な措置を講じなければならない。

4 取扱総括責任者は、第1項に規定する点検を行ったときは、当該点検結果を総括管理者を経て、安全管理責任者及び研究所長に報告しなければならない。

(異常の発見)

第18条 総括管理者又は取扱総括責任者は、巡視、点検、報告等の結果、異常を発見したときは、直ちにその旨を安全管理責任者及び研究所長に報告するとともに、修理等必要な措置を講じなければならない。

2 総括管理者又は取扱総括責任者は、前項に規定する措置を構じたときは、その旨を安全管理責任者及び研究所長に報告しなければならない。

(使用)

第19条 操作担当者は、表示付ECDを使用する場合には、取扱総括責任者又は作業責任者の指示及び監督のもとに、次の各号に従い、使用しなければならない。

- (1) 表示付ECDの使用は、所定の場所及び方法によること。
- (2) 装備された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないよう使用すること。

2 操作担当者は、使用中の表示付ECDに故障その他の異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに当該ECDの使用を中止し、作業責任者に連絡する。作業責任者は、その旨を取扱総括責任者及び安全管理責任者に報告しなければならない。

3 安全管理責任者又は取扱総括責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、総括管理者及び研究所長に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。

(線源の保管)

第20条 取扱総括責任者は、洗浄、交換等必要な場合以外は、常に表示付ECD内に線源を保管しておかなければならぬ。

(注意事項の掲示)

第21条 取扱総括責任者は、表示付ECD取扱いに関する注意事項を、表示付ECD設置場所付近の見やすい所に掲示しておかなければならぬ。

(施錠)

第22条 取扱総括責任者は、室を使用していない間は、常に当該室の出入口の扉に施錠しておかなければならぬ。

(運搬)

第23条 取扱総括責任者は、表示付ECDの修理又は洗浄等のため、運搬する必要が生じたときは安全管理責任者の立会いのもとに、表示付ECDを容器に封入し、運搬の規準に適合して行なわなければならない。

(業者への引渡し等)

第24条 取扱総括責任者は、線源の洗浄等のため、表示付ECDから線源を取り外し、業者に郵送し、又は引き渡す必要が生じたときは、安全管理責任者の同意を得たうえでなければ郵送し、又は引き渡してはならない。

(廃棄)

第25条 老朽化その他の理由により表示付ECDを廃棄するときは、安全管理責任者の同意を得たうえで廃棄業者に引き渡すものとする。

(危険時の措置)

第26条 安全管理責任者は、表示付ECDに関し、地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合（以下「災害の発生」という。）には、次の各号の定めに従って緊急の措置を講じなければならない。

- (1) 災害の発生を発見した者は、直ちに安全管理責任者に連絡すること。
- (2) 安全管理責任者は、災害の発生の連絡を受けたときは、直ちに総括管理者及び取扱総括管理者に連絡するとともに、最寄りの警察署あるいは消防署に通報すること。
- (3) 安全管理責任者は、前号に規定する連絡及び通報を行ったのち、直ちに災害の発生場所に急行し、放射線障害の防止に関する指示を与えること。
- (4) 安全管理責任者は、表示付ECDを他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわを張り、標識等を設け、かつ、見張人を付けて関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- (5) 安全管理責任者は、放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちにその拡大の防止及び汚染の除去を行うこと。
- (6) 安全管理責任者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がある場合は、直ちに救出避難させる等の緊急の措置を講ずること。
- (7) 安全管理責任者は本項に規定する事態が生じた時は、研究所長に報告し、研究所長は遅滞なく科学技術庁長官又は運輸大臣に届け出なければならない。

2 表示付ECD及び放射性同位元素の盗難、所在不明等の事故を発見した者は、直ちに安全管理責任者に連絡する。安全管理責任者は直ちに研究所長に報告する。研究所長は直ちに警察署に通報するとともに、その状況及びそれに対する措置を遅滞なく科学技術庁長官に届け出なければならない。

(地震等の災害時における措置)

第27条 地震、火災等の災害が起こった場合、管理責任者及び作業責任者は点検を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、直ちにその旨を総括管理者、取扱総括管理者及び安全管理責任者を経由して研究所長に報告しなければならない。

2 点検項目の様式は別紙に定める。

(記録及び保存)

第28条 管理責任者及び作業責任者は、第17条に定める自主点検の結果、第19条に定める表示付ECDの使用、第20条に定める保管、第23条に定める運搬、第25条に定める廃棄に関する事項を記録する帳簿を備えなければならない。

2 操作担当者は、表示付ECDを使用する都度、必要事項を前項に規定する記録帳簿に記入し、使用後は作業責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者及び作業責任者は第1項に規定する記録帳簿を各年度ごとに閉鎖し、研究所事務担当において5年間保存しなければならない。

4 前項の規定により閉鎖した記録帳簿は、総括管理者及び取扱総括責任者を経て、安全管理責任者の監査を受けなければならない。

(異常時の報告)

第29条 研究所長は、表示付ECDの盗難又は所在不明等放射線障害が発生し又は発生するおそれがあるときは、その旨を直ちにその状況及びそれに対する処置を10日以内に、それぞれ科学技術庁長官に報告しなければならない。

(定期報告)

第30条 安全管理責任者は、毎年4月1日からその翌年3月31日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、研究所長に報告しなければならない。

2 研究所長は、本報告書を当該期間の経過後3月以内に科学技術庁長官に提出しなければならない。

(委任)

第32条 この規定に定めるもののほか、放射線障害の防止に関する事項は、研究所長が定める。

附 則

- 1 この規定は、平成9年6月23日から施行する。
- 2 川崎市公害研究所・放射線障害予防規定（平成8年4月1日施行）は廃止する。

放射線障害防止のための組織図（平成9年5月現在）

